



【参考資料】

自然第 231 号
令和 4 年(2022 年)5 月 26 日

北海道環境審議会
会長 中村 太士 様

北海道知事 鈴木 直 道



「北海道生物多様性保全計画」の変更について（諮問）
北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成 25 年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 9 条第 6 項の規定に基づき、北海道生物多様性保全計画（以下「計画」という。）の変更について諮問します。

記

< 諮問の理由 >

北海道では、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条及び条例第 9 条の規定により、平成 22 年（2010 年）7 月に現行計画を策定、平成 27 年（2015 年）9 月にこれを一部改定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の推進を図ってきたところであるが、計画期間は策定から概ね 10 年となっていることから、これまでの施策の進捗状況のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の変更にあたって意見を求めるものである。

（環境生活部自然環境局自然環境課）